

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	社会福祉法人の定款変更の認可等		
根拠法令及び条項	社会福祉法 第45条の36第2項、第3項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第1号及び第2号に該当)		
	公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	① 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け社援第2618号厚生省社会・援護局長ほか連名通知)		
	② 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け社援企第35号厚生省社会・援護企画課長ほか連盟通知)		
③ 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(平成28年11月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか連名通知)			
④ 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(平成28年11月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか連名通知)			
審査基準 設定年月日	平成28年4月1日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)期間(申請があった日の翌月初日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1、2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成28年4月1日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 こども政策課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。